

# 療育手帳判定の流れ（18歳未満の方）

## 申請



明石市役所障害福祉課で、療育手帳の申請をします。（新規・更新とも）  
持ち物：申請書（窓口にもあります。市HPからのダウンロードも可能です。）  
お子様の顔写真（縦4cm×横3cm ※裏面に氏名をご記入ください）  
これまでに受けた発達検査等の資料  
知的障害や発達障害の診断書・意見書（特別児童扶養手当認定診断書の写しでも可）



## 明石こどもセンターから判定日時の文書による案内（郵送）



障害福祉課で申請をしてから2～3週間を目途に、明石こどもセンターから判定日時の案内文をご自宅へ郵送します。

封入物：案内文、受付票、生育歴シート（新規申請の方のみ）

※ご案内の日時の都合が悪い方は、できるだけ早く明石こどもセンターにご連絡ください。  
※受付票、生育歴シートは必要事項を記載の上、判定日当日にご持参ください。

## 明石こどもセンターでの判定の実施



2でお送りした案内文の日時に、お子様と一緒に明石こどもセンターまでお越しください。お子様への発達検査、保護者の方への聞き取りにより判定を実施します。

検査の実施・結果報告で計2～3時間ほどの予定です。

※申請の際に、顔写真等を提出していない方は、判定日当日にご持参ください。  
※新規申請の方は、母子手帳もご持参ください。



## 医学診断の実施（診断書のご提出）※新規申請の方



新規申請の方は、下記のいずれかの方法により医師の診断書をご用意いただく必要があります。

①明石こどもセンターでの受診（第2・4水曜日の午後）

②かかりつけ医等による診断書（特別児童扶養手当認定診断書の写しも可）

※申請時や判定時に診断書等をご提出いただいている方は、その診断書で判定可能な場合もあります。



## 手帳完成の案内送付（郵送）



手帳が完成次第、ご自宅へ完成案内をお送りします。

案内が届いたら、案内文をご持参の上、明石市役所障害福祉課の窓口にお越しください。直接、完成した手帳を手渡しさせていただきます。

### 【問い合わせ先】

療育手帳の申請、障害サービスに関すること  
明石市障害福祉課 TEL:078-918-1344

療育手帳の判定に関すること  
明石こどもセンター TEL:078-918-5097